

事前評価票【No.6】

|                |  |                    |                        |
|----------------|--|--------------------|------------------------|
| 施策等名           | 道路法の一部改正   | 担当課<br>(担当課長<br>名) | 道路局路政課<br>(路政課長 内海 英一) |
| 施策等の概要         | <p>道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とするNPO等による並木、街灯等の道路の占用について、特例を設けることを目的とする。<br/>(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案において措置)</p>  |                    |                        |
| 施策等の目的         | <p>道路交通環境の向上を図る活動等を行うNPO等による並木、街灯等の道路の占用について、特例を認めることとし、道路交通環境の向上や沿道における良好な生活環境の確保を図る。</p>   |                    |                        |
| 政策目標           | 20) 都市交通の快適性・利便性の向上  |                    |                        |
| 業績指標           | -  |                    |                        |
| 業績指標の目標値(目標年次) | -  |                    |                        |
| 施策等の必要性        | <p>目標と現状のギャップ<br/>           道路交通環境の向上のためにはNPO等が設ける並木、街灯等の物件も必要。<br/>           しかしながら、NPO等がこのような施設を設ける十分な制度環境が整っていない。</p> <p>原因分析<br/>           道路の占用は、一般交通の用に供するという道路の本来機能からすれば、副次的なものであり、道路の本来機能を阻害しない範囲内でのみ認められるものであることから、現行法では原則として道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものである場合に占用が認められる。これが、本来設置されていることが望ましいNPO等が設ける並木、街灯等の物件にまで及んでしまっている。</p> <p>課題の特定及び施策の具体的内容<br/>           道路法第33条の許可基準の要件の緩和が必要であり、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とするNPO等が道路の占用により設置する並木、街灯等については、他に余地がなくやむを得ないものであるときに占用を認めることとする現行の規定を適用しない旨の特例を道路法に設ける。</p> |                    |                        |
| 社会的ニーズ         | 道路交通環境の向上や沿道における良好な生活環境の確保。  |                    |                        |
| 行政の関与          | 道路の管理は、国又は地方公共団体が行うこととされており、円滑な道路交通の確保と道路空間の有効利用とを両立させるため、道路管理者による道路占用許可制度が必要。   |                    |                        |
| 国の関与           | 道路法に基づき、指定区間内国道については国が占用を許可し、指定区間外国道や地方道については地方公共団体が占用を許可する。   |                    |                        |
| 施策等の効率性        | 民間の協力を得て道路交通環境の向上が図られることから、道路管理上効率的である。  |                    |                        |
| 施策等の有効性        | 現行法では許可できないものが改正により許可できるようになる効果を有し、NPO等に道路交通環境の向上や沿道における良好な生活環境の確保を実現するような並木、街灯等の物件の設置させるインセンティブを付与することとなり、有効である。  |                    |                        |
| その他特記すべき事項     | 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。(改正法附則第6条)   |                    |                        |